

中内村前遺跡 3 区屋敷遺構の研究

—他地域との比較と基準寸法の検討—

多 田 宏 太

はじめに

中内村前遺跡は群馬県前橋市の南部に所在し、1997年から1998年にかけて北関東自動車道の工事に伴う発掘調査で発見された。古墳時代から中近世までの遺構遺物が確認された遺跡で、3区で確認された13世紀から15世紀までの屋敷跡はその周辺も含めて残存状態が極めてよく、屋敷の内外を含めた空間の復元ができた遺跡である。その調査結果は2002年に刊行された報告書にまとめられ（財）群馬県埋蔵文化財調査事業団2002）、さらに調査及び報告書の編集を行った石守氏によって遺跡の景観復元が行われている（石守2004）。

本論ではそれら先行研究の成果をもとに、遺跡の構造を他地域の屋敷と比較し、遺跡の特徴をより一層明らかにすることで地域史研究の一助とすることを目的とする。

1. 研究史の外観

（1）群馬県の中世城館研究

群馬県の中世居館研究でまず挙げられる研究は山崎一氏の研究である。山崎氏は県内の中世城館の構造を縄張り図を作図することで構造の把握を行い、県内全域の中世城館を集成した。その研究成果は『群馬県古城壘址の研究』をはじめとしていくつかの書物にまとまっている。現在では開発によっ

で消滅してしまった遺跡も含めかなりの遺跡が網羅的に集成されており、貴重な資料となっている。

次に飯森康広氏の研究が挙げられる。飯森氏は、県内のいくつかの遺跡で中世の屋敷遺構から検出された掘立柱建物の復元を行った。また、掘立柱建物の柱間寸法に注目し検討を行い、柱間寸法の数値には構造部材の再利用による規制を受けたと考えられる見かけ上の基準寸法と実際に運用された基準寸法の2種が含まれることを示した(飯森 2005)。この研究は今後の掘立柱建物の検討において1つの指標になると考えられる。

(2) 中内村前遺跡の研究

発掘調査を担当した石守晃氏は発掘調査報告書内で、屋敷を囲う堀が全周しない点を指摘した。また、掘立柱建物が主軸の方位から5つのグループに分類できることを指摘し、建物の数量や配置などの点から建物の変遷を検討している。さらに、屋敷の区画外で確認された鋤先痕を分析し、As-B上に作られた中世の水田の畦畔を復元した(石守 2004)。また、これらの成果から検出された屋敷の景観復元を行い、方形の屋敷とその周囲には一定の空地をあけて田畠が広がっていた点を指摘している。

宮本長二郎氏は中内村前遺跡で検出された掘立柱建物について平面形式の分類を行い、鎌倉時代から室町時代後期にかけての住居建築上の特徴と変遷を明らかにした(宮本 2002)。この分析で、屋敷の建物が関東地方の主流である梁間1間型を中心に展開すること、梁間1間型に総柱型を取り入れた主屋が発生していること、従来形式の律令型や多梁間が他の建物が付属棟として存続していること、末期には総柱型が成立していること1.9m以下の狭柱間が発生していることなどを指摘し、中世名主層の屋敷であった可能性に言及している。

西岡芳文氏は中内村前遺跡で出土した墨書がある礎石に書かれた銘文について、どの經典かは不明であるが、經典の文章を引用しつつ独自の解釈が盛り込まれた文章であること、書かれた文章や橋脚の礎石である点から地鎮祭のような宗教儀礼に用いられた可能性を指摘している。また、高野山町石の

基部から出土した『金光明王最勝王経』の書かれた経石を類例として挙げ、中内村前遺跡の出土した墨書礎石と関連性を指摘している。⁽¹⁾

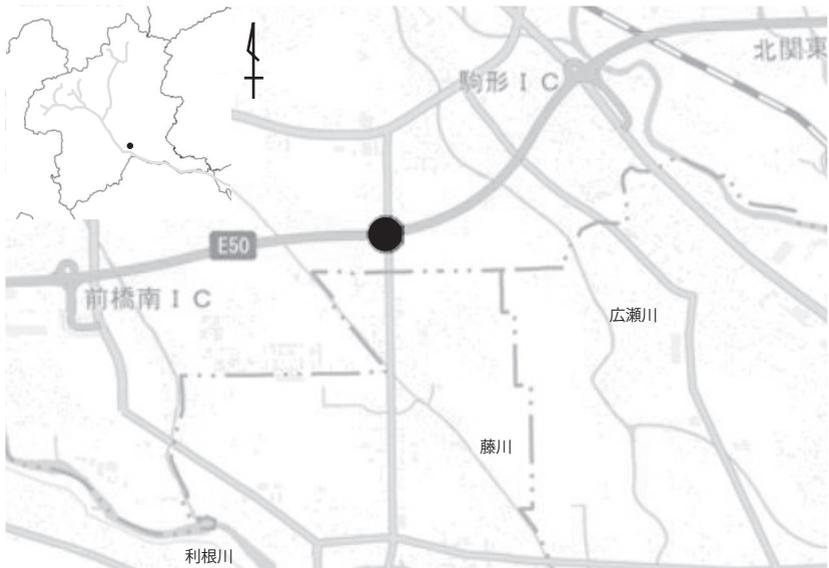
2. 中内村前遺跡の概要

(1) 地理的環境

中内村前遺跡は群馬県前橋市中内町及び西善町に所在する遺跡で、前橋台地と呼ばれる洪積台地上に位置する。本遺跡の西を広瀬川、東を藤川、南西を利根川が流れている。現状の利根川は15世紀以降に現在地を流れるようになったもので、それ以前は今の広瀬川付近を流れていた。現利根川の地点には「くるま川」という川があったとされている。

(2) 遺跡地周辺の中世

遺跡地はかつて那波郡に所属し、鎌倉時代には安達氏の支配下にあったと考えられる。弘安8年(1285)の霜月騒動以後は北条得宗家の支配下にな



第1図 中内村前遺跡の位置

り、室町時代には那波氏の支配下になったとされる。隣接地域には寄進地系荘園の玉村御厨が所在する。

城館遺構は、山崎氏により隣接する地域を含め環濠屋敷群の存在が多数集積されている。発掘調査でも城館遺構や水田跡が多数検出されている。特に伊勢崎地区の北関東自動車道関連遺跡の調査では、15世紀以前の未周知の屋敷遺構が多数確認され、周知の環濠遺構は江戸時代に入ることが確認されている。発掘調査の行われていない環濠屋敷についても同様の年代観を示す可能性が指摘されている。

(3) 中内村前遺跡の中世遺構

中内村前遺跡は古墳時代から近現代までの複合遺跡であり、1区から9区までのほぼ全面で3面の調査が行われ、屋敷跡は3区1面で検出された。調査では屋敷の遺構として溝35条、ピット2640基、井戸12基等が確認され、このうちピットからは72棟の掘立柱建物と15基の柱穴列が復元⁽²⁾された。

以下に検出された遺構について発掘調査報告書や石守氏の論考(石守2002)の記載をもとに概観していきたい。

屋敷区画

堀と溝でおおよそ方形に区画されたようである。遺構が複雑に重複するため、どの溝が同時期に屋敷を区画していたかは不明である。溝には最大8時期の掘り直しが認められ、比較的長期にわたり維持された様子が確認できる。26溝では墨書のある礎石が出土したことから、溝には橋がかけられていた可能性が指摘されている。

規模の大きな溝は屋敷の全周を区画するものではなかったようで、屋敷の東から南側を区画する27号溝は南側で途切れ、10m以内にこの溝に対応する溝は確認されていない。また、同様に26溝と33号溝も33号溝の西端は途切れて、延長方向にある8号溝とは20m以上離れているため、対応関係にはない。出入口の遺構を想定しても規模の大きな溝だけで屋敷の全周を区画できなかったとされる。なお、小規模な溝を組み合わせると屋敷を全周する区画が形成され得るが、後世の遺構や攪乱に壊され、実際に四方を囲える

かは不明である。

27 溝等では川砂と礫の互層が確認されたほか、砂質土と粘質土が交互に入る層が確認されているので、導水していた可能性がある。

総じて、溝は屋敷の区画用途として掘削され、ある時期に一部の溝は用水として水を引き入れていた可能性が考えられる。

建物

建物は計 72 棟が復元されている。主軸の方位で $N10^{\circ}$ と $N100^{\circ}$ 前後 ($N10^{\circ}$ 軸)、 $N0^{\circ}$ と $N90^{\circ}$ 前後 ($N0^{\circ}$ 軸)、 $N350^{\circ}$ と $N80^{\circ}$ 前後 ($N-10^{\circ}$ 軸)、 $N340^{\circ}$ と $N70^{\circ}$ 前後 ($N-20^{\circ}$ 軸)、 $N330^{\circ}$ と $N70^{\circ}$ 前後 ($N-30^{\circ}$ 軸) の 5 つのグループに分けられる。

$N10^{\circ}$ 軸の建物は屋敷遺構中西部に固まって位置する 3 棟の建物で構成さ



第2図 中内村前遺跡3区屋敷復元掘立柱建物

れる。建物にはすべて重複関係が見られ、位置等から N-30° 軸の建物との関連が見られる。

N0° 軸の建物群は屋敷遺構のおおよそ全体に建物が広がる。庇・下屋付きの建物が少ない建物 22 棟と柱穴列 4 列がある。このうち大型建物は L 字に配置され、建物の南側は広場のような空地になっている。

N-10° 軸の建物群は建物 34 棟と柱穴列 3 列がある。N0° 軸の建物と比べ、大型で、庇付きの建物も少なくない。屋敷中央部に大型建物が 2 棟 L 字に配置され、N0° 軸の建物との連続性が認められる。2 棟で正殿の役割を持ったと考えられている。2 棟のうち 1 棟は庇付きの建物である。これらの大型建物の北には複雑な柱配置の建物が建ち、奥殿と推定されている。

N-20° の建物は 8 棟の建物があり、屋敷遺構の北西部と南部に分布し、小規模の建物は南東部にまとまって分布する。

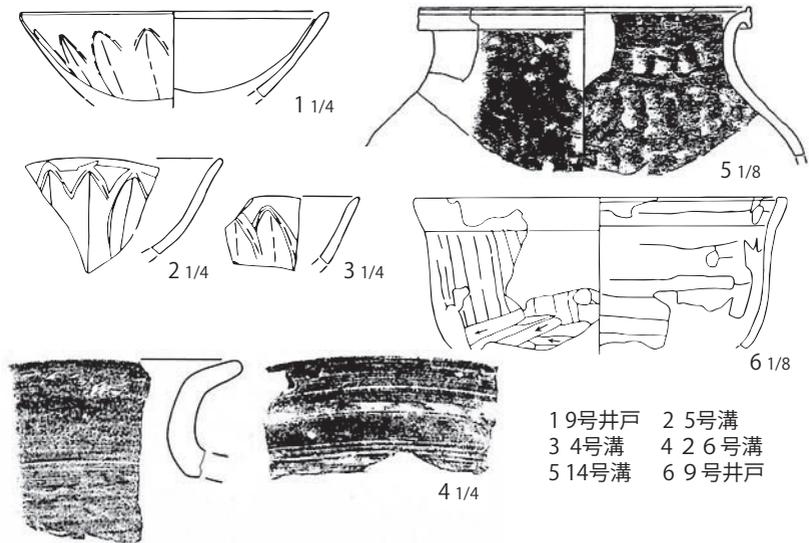
N-30° 軸の建物群は建物 5 棟と柱穴列 2 列があり、近世以降の水路群の南寄りの東西両側にこれに沿って分布している。

主軸方位の差はおおよそ時期差として解釈され、N0° 軸の建物群→N-10° 軸の建物群→N-20° 軸の建物群→N10° 軸・N-30° 軸の建物群の順に変化したと推定されている。

遺物と屋敷の年代観

屋敷を区画する溝や井戸から中世の屋敷、城館遺構では出土例の多い龍泉窯系鎬連弁文青磁碗が出土していることから中世の武士の屋敷でほぼ間違いないと考えられる。その他、瀬戸美濃、常滑、知多産の陶器、在地の軟質土器の火鉢台、すり鉢、包丁の破片、古銭等が出土している。

時期は 12 世紀から 16 世紀で遺物の出土量は 13 世紀後半から 14 世紀前半が多い。屋敷の年代は 12 世紀ごろに屋敷ないし前身の施設が造られ、15 世紀に利根川変流に伴う洪水により終末を迎えたとされる。



第3図 中内村前遺跡3区屋敷出土遺物

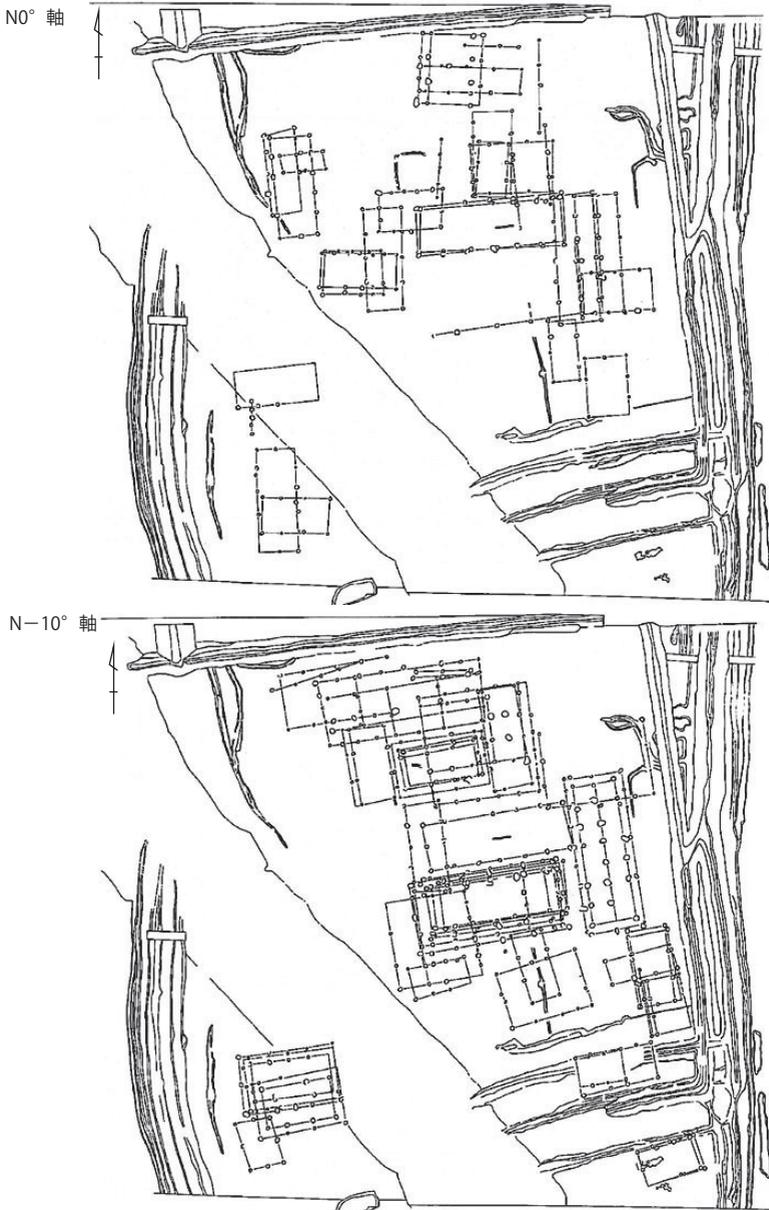
3. 分析

本項では中内村前遺跡3区屋敷のうち遺構密度の濃いN0°軸とN-10°軸の建物について検討していく。この2グループのみに限定したのは、N-10°軸、N-20°軸、N-30°軸の建物は建物数が少なく、屋敷の機能した時期の建物とは考えにくいこと、建物が少ない点がグラフ化等の作業において数量的な傾向が読み取りにくいこと、N0°軸とN-10°軸のグループには建物配置がほぼ同様であるため、両グループの間に時間差はあまり存在しないと考えられ、屋敷が機能した時期に建物配置や構造がどのように変化したかを詳しく検討できると考えたためである。

また、建て替えの順番は報告書の記載をそのまま採用し、N0°軸の建物→N-10°軸の建物の順に変化したとして検討する。

(1) 建物構造と配置の検討

この項では中内村前遺跡3区屋敷の建物構造と配置について他遺跡と比較し、その中で遺跡の性格について今一度検討してみたい。



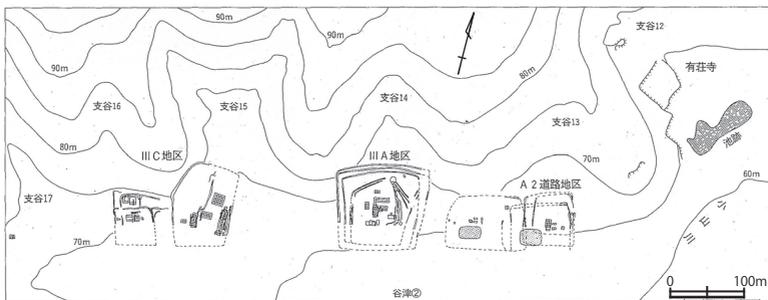
第4図 中内村前遺跡3区屋敷の遺構変遷

中内村前遺跡3区屋敷はL字に配置された主屋とそれに伴う付属棟が溝で方形に区画された構造をしている。

この屋敷の構造は埼玉県・大久保山遺跡や東京都・落川遺跡で検出された中世屋敷の例がある。大久保山遺跡では鎬蓮弁文青磁碗や渥美焼など遺物の様相も類似し、屋敷が機能した時期も近い。大久保山遺跡の屋敷は埼玉七党の児玉党荘氏の屋敷とされており、本遺跡も同様の階層の武士の屋敷と考えられる。なお、小野正敏氏はL字型の建物配置について東国型領主館のスタンダードの一つであるとしている(小野2004)。一方で、大久保山遺跡では12世紀末ごろから規模が大型化していく。建物は区画全体に建てられていたものが中央部にまとまって建てられるようになる。これは中内村前遺跡では屋敷が機能していたと考えられるN0°軸の時期とN-10°軸の時期では見られない点である。

L字の建物配置はN0°軸の時期に南側に張り出して南北棟の建物が建つが、N-10°軸の時期では北に突き出すように南北棟を配置してL字の建物を構成するようになる。大久保山遺跡の例を見るに、屋敷の正面はL字で囲まれた空間がある側であるので、N0°軸の時期とN-10°軸の時期では主屋建物の正面が180°逆を向いていることになる。⁽³⁾

また、経典の書かれた礎石が出土した東側はほとんどの段階で南北棟や柵と考えられる柱穴列で遮られる構造になっている。そのため東側に主となる門が存在した可能性は低いと考えられ、主となる門はN0°軸の時期では南

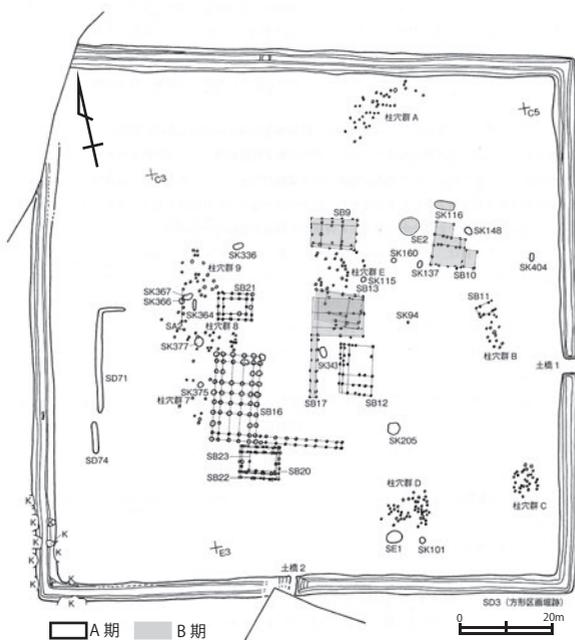


第5図 大久保山遺跡

側か西側、N-10°軸の時期では北側が建物群によりさえぎられるので、西側にあったと考えられる。この建物正面の移動がなぜ起こったのかはよくわからない。

同時期の屋敷としては茨城県・島名前野東遺跡が挙げられる。遺跡の周辺地域は北条氏の荘園であったと考えられて、島名前野東遺跡は北条氏にかかわる遺跡とされている。島名前野東遺跡では主屋と考えられる大型の建物が検出されたが、この建物は大型の庇付きの建物に幅1間の細長い廊が付属するL字型の構造をしていた。小野氏はこの建物について、主殿に中門廊が直結した寝殿造りの系譜をひく建物とし、また筑波と鎌倉のトップクラスの例にしか確認されていないとしている。

中内村前遺跡のある那波郡は霜月騒動後、北条氏の支配を受けたとされているが、このような建物は現状確認されていない。また、島名前野東遺跡は一辺100m規模の方形に区画されるが、本遺跡は一辺40m程度である。こ



第6図 島名前野東遺跡

れら点からも中内村前遺跡の屋敷は北条氏に直接的な関連のある屋敷ではなく、より下位の武士の屋敷と考えられる。

以上の点から中内村前遺跡の屋敷は東国型のスタンダードな屋敷の一例として位置づけられ、北条氏の影響は遺構の上では見受けられない。

(2) 桁行平均柱間寸法の検討

次に飯森氏の述べる基準寸法と見かけ上の基準寸法があるかどうか検討してみたい。

表3のグラフはN0°軸の建物とN-10°軸の建物の桁行平均柱間の分布を求めるために作成したものである。建物の桁行平均柱間を0.2mごとに分けたものを縦軸、建物の数量を横軸にして示している。

N0°軸では1.0mから1.5m、1.61mから2.0m、2.11mから2.4mに数値のまとまりが見られる。N-10°軸では1.31mから1.4m、1.61mから2.0m、2.11mから2.3mに数値のまとまりが見られる。両時期にほぼ同様の値でまとまりがみられることから、3つ程度の基準寸法があったと考えられ、飯森

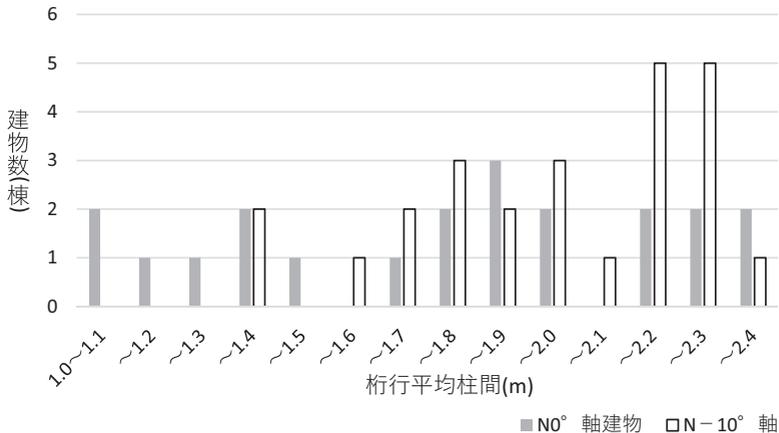
第1表 中内村前遺跡3区屋敷掘立柱建物(N-0°軸)

	建物名	分類	規格	棟方向	桁行平均柱間	梁行平均柱間	庇・下屋	備考
1	6号建物	N0°軸	1×4	南北	1.83	2.8		
2	7号建物	N0°軸	2×5	南北	1.79	1.73		
3	9号建物	N0°軸	1×2	東西	1.98	1.6		
4	11号建物	N0°軸	3×1	南北	2.12	3.85	東西面に下屋	3×2間規格で柱穴の並びは3×1間
5	12号建物	N0°軸	1×4	東西	2.29	2.25		
6	15号建物	N0°軸	2×6	南北	1.21	1.7		
7	16号建物	N0°軸	1×3	南北	1.65	2.6		
8	17号建物	N0°軸	4×4	東西	1.85	1.16		
9	23号建物	N0°軸	1×6	東西	1.17	3.1		
10	24号建物	N0°軸	1×4	東西	1.31	3.95		
11	25号建物	N0°軸	1×4	南北	2.31	3.35		主屋建物
12	26号建物	N0°軸	5×2(東)・3(西)	東西	1.8	1.13		31・33号建物と重複
13	32号建物	N0°軸	1×6	東西	2.25	4.2		31・32号建物と重複 主屋建物
14	33号建物	N0°軸	1×6	東西	2.4	4.05		主屋建物
15	39号建物	N0°軸	2×6	南北	1.85	1.91		38・40(・41)号建物と重複 主屋建物
16	40号建物	N0°軸	1×6	南北	1.93	3.65		38・39(・41)号建物と重複 主屋建物
17	41号建物	N0°軸	1×5	東西	1.03	1.3		
18	51号建物	N0°軸	1×4	南北	1.36	2.45		
19	52号建物	N0°軸	2×3	南北	1.05	1.9		
20	64号建物	N0°軸	1×4	東西	1.8	3.35(推定)		
21	69号建物	N0°軸	2×5	南北	1.42	1.73		
22	70号建物	N0°軸	1×3	東西	2.2	3.25		

第2表 中内村前遺跡3区屋敷掘立柱建物 (N-10°軸)

	建物名	分類	規格	棟方向	桁行平均柱間	梁行平均柱間	庇・下屋	備考
1	3号建物	N-10°軸	1×5	東西	2.10	1.70		
2	8号建物	N-10°軸	3×3	南北	2.25	1.05		
3	10号建物	N-10°軸	2×8	東西	1.77	1.39		
4	13号建物	N-10°軸	※1	南北	1.85(2.07)	2.00(1.41)		特殊な平面構造
5	14号建物	N-10°軸	4×2	南北	2.30	3.35		
6	18号建物	N-10°軸	3×3	東西	2.18	0.93	四面庇	
7	19号建物	N-10°軸	3×3	東西	2.33	0.98	北・西	
8	20号建物	N-10°軸	3×5	東西	1.94	2.25		
9	29号建物	N-10°軸	5-6×3	南北	1.55	1.85		
10	30号建物	N-10°軸	1×6	南北	1.99	3.20		主屋建物
11	31号建物	N-10°軸	2×6	東西	2.25	2.1		32・33号建物と重複 主屋建物
12	34号建物	N-10°軸	1×6	東西	1.89	4.15		主屋建物
13	35号建物	N-10°軸	1×5	東西	2.11	3.8	西以外の3面	主屋建物
14	36号建物	N-10°軸	1×5	東西	2.38	1.37	東以外の3面	主屋建物
15	37号建物	N-10°軸	2×5	東西	2.28	1.9	四面庇	南面西側に孫庇 主屋建物
16	38号建物	N-10°軸	2×7	南北	1.85	1.91	四面庇	39・40(・41)号建物と重複 主屋建物
17	47号建物	N-10°軸	2×3	東西	1.9	1.75		
18	49号建物	N-10°軸	1×3	東西	1.72	1.68		
19	53号建物	N-10°軸	1×3	東西	2	2.25		
20	54号建物	N-10°軸	1×3	南北	2.28	3.3		55号建物と重複
21	55号建物	N-10°軸	2×3	南北	2.16	1.68		54号建物と重複
22	56号建物	N-10°軸	2×3	南北	1.63	1.48	西面	
23	58号建物	N-10°軸	1×5	東西	1.38	3.35		
24	59号建物	N-10°軸	1×3	東西	1.4	2.75		
25	62号建物	N-10°軸	1×3	東西	1.58(2.15)	3.2		東西の間尺が西半分と東半分で変化
26	63号建物	N-10°軸	2×3	東西	1.63	1.53		
27	66号建物	N-10°軸	1×4	東西	1.78	3.45	四面庇	65・67号建物と重複
28	67号建物	N-10°軸	1×3	東西	2.12	3.55	四面庇	65・66号建物と重複
29	72号建物	N-10°軸	2×2	南北	2.18	1.6		

第3表 3区屋敷掘立柱建物桁行平均柱間の分布



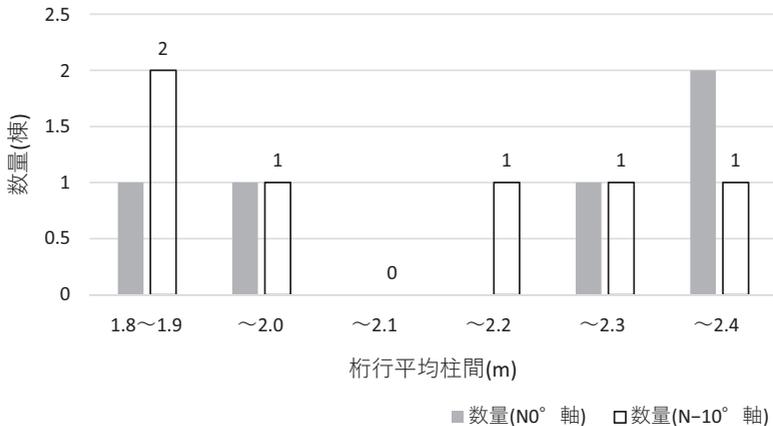
氏の定義する複数の基準寸法がある「波志江中屋敷類型」もしくは「荒砥宮田類型」に位置づけられる可能性がある。

表4のグラフは表3のグラフと同様に、建物の桁行平均柱間縦軸、建物の数量を横軸にして示したものである。対象をN-0°軸とN-10°軸の建物のうち、主屋と考えられるL字を構成する建物に限定している。また、より細かく分析するため、桁行平均柱間は0.1mごとに分けて表示している。

グラフからはN-0°軸とN-10°軸共に2.11mから2.4mの間と1.81mから2.0mの2か所にまとまりが見られる。主屋建物は他の建物に比べ、柱間が長くとられる傾向があるようだ。2.11mから2.4mの間の寸法が基準寸法であると考えられ、⁽⁴⁾1.81mから2.0mの寸法は桁材の損耗が影響して建て替えの際に柱間が減少していると考えられる。

また、N-10°軸の時期では南北軸の建物は東西棟に比べ柱間が短い傾向にある。この理由はL字に建てられた2棟の主屋のうち、東西棟の建物が屋敷の主たる建物であり、建て替え時に東西棟で使われた桁の木材が損耗で使えなくなると南北棟の建物に転用された可能性もある。

第4表 3区屋敷主屋建物桁行平均柱間の分布



4. 考察

以上、中内村前遺跡3区屋敷について先行研究に沿っていくつかの検討をしてきた。本遺跡はL字に配置された2棟の建物を主屋に持つ東国地域のスタンダードな屋敷の類型と位置付けられ、島名前野東遺跡のように畿内の影響が見受けられるような北条市に関連した要素は見受けられない。

建物の配置は正面が変化している可能性があることも分かったが、この原因は不明である。遺跡の西側には藤川が流下しているおり、藤川の河川交通や街道の変遷との関係の中で、屋敷の向きが変化した可能性もある。

桁行平均柱間の検討の結果、屋敷全体では同時期に複数の柱間寸法が併存したことが分かり、飯森氏のいう「波志江中屋敷類型」もしくは「荒砥宮田類型」であると考えられる。

また、主屋に限った検討では、基準寸法が2.11mから2.4m程度であったと考えられること、建て替えに際して柱間寸法が小さくなっていくと考えられること、N-10°軸内のいずれかの段階で柱間寸法が元の2.11mから2.4mの値に回復することが分かり、飯森氏の指摘する基準寸法と見かけ上の基準寸法が見受けられることが分かった。

最後に、中内村前遺跡3区屋敷は那波郡の中でどのような位置付けができるのか考えていきたい。

関東地方では本書でも取り上げた島名前野東遺跡のように一辺100m程度の規模を持つ方形館⁽⁵⁾が何例か存在する。斎藤慎一氏はこれらの居館について「鎌倉時代から南北朝時代にかけての方形館とは、都市などに居住する領主が遠隔地にある所領を支配するため、いわば役所のような機関が方形館の様相で構えられた」と指摘している(斎藤2016)。

本遺跡は建物の構造や規模の点では優れるが、一辺40m程度の屋敷であり、安達氏自体が居住したとは考えにくい。那波郡では一辺100m規模の方形館は現在見つかっていないが、本遺跡はそのような方形館の下位に位置づけられる⁽⁶⁾在地の有力者の居住を推定できる。

5. まとめ

今回の検討では、先行研究に則っていくつかの検討を新たに行い、遺跡の性格を推定した。結果として報告書の検討結果に沿った内容になり、報告書の記載や先行研究を補強する形となった。群馬県では中内村前遺跡と同時期の遺構はあまり発見されていない。今後、より多くの調査事例が集積されていくことが重要になっていくと考えられる。

最後に今回執筆の機会を与えてくださった藤野一之先生をはじめ、執筆にご協力いただいた方々に厚く御礼申し上げます。

註

- (1) 高野山町石の基部から出土した『金光明王最勝王経』の書かれた経石は安達氏の安達泰盛の主導で行われた国家事業であり、中内村前遺跡の位置する那波郡は安達氏の所領であったと考えられている。
- (2) 掘立柱建物および柱穴列の復元はすべて整理段階で行われている。
- (3) 大久保山遺跡では東西棟が後背にある丘陵の等高線と並行に建てられ、南方向に突き出すように南北棟が建てられる。北側に道はつけられないので、屋敷の正面はL字に囲まれた空間がある南側である。
- (4) 宮本長二郎氏は1.9m から2.1m の柱間寸法は2.0m の基準寸法に沿ったものとして、2.4m 前後の広柱間基準も存在すると2.4m 前後の寸法を例外的に取り扱っている。本稿では主屋建物は上記検討のとおりであるため、積極的に主屋建物の基準寸法として評価する。
- (5) ここでいう方形館とは「方形の区画を有する居館」という意味であり、方形館研究の中で橋口定志氏の定義する「堀に用水を引水して勧農権の支配を行う」いわゆる堀之内体制に沿った方形館という定義ではない。
- (6) 宮本氏は主屋の規模や方形の区割りから中世名主層の居住を想定している（宮本2002）。

参考文献

- 飯森康広 2005「小規模な中世屋敷内部の建物変遷と傾向」『研究紀要23』（財）群馬県埋蔵文化財調査事業団 pp.57-84
- 石守晃 2004「鎌倉時代那波郡のとある屋敷一中内村前遺跡3区屋敷遺構を中心に一」

『研究紀要 22—創立 25 周年記念論集』（財）群馬県埋蔵文化財調査事業団 pp. 379-394

小野正敏 2004「中世武士の館、その建物系譜と景観」『中世の系譜 東と西、北と南の世界』高志書院. pp.179-206

西岡芳文 2002「第4節 前橋市中内村前遺跡出土礎石墨書銘について」『中内村前遺跡（1）』（財）群馬県埋蔵文化財調査事業団 pp.354-356

宮本長二郎 2002「第3節 中内村前遺跡の建築」『中内村前遺跡（1）』（財）群馬県埋蔵文化財調査事業団 pp.350-353

斎藤慎一 2016「(3) 地域支配の拠点」『日本城郭史』吉川弘文館 pp.168-178

荒川正夫 1998『大久保山VI』早稲田大学本庄校地文化財調査室

（財）群馬県埋蔵文化財調査事業団 2002『中内村前遺跡（1）』

（財）群馬県埋蔵文化財調査事業団 2003『中内村前遺跡（2）』

茨城県 2007『鳥名境松遺跡 鳥名前野東遺跡』

図表出典

第1図 地理院地図より作図 (<https://maps.gsi.go.jp/>)

第2図～第4図 （財）群馬県埋蔵文化財調査事業団 2002をもとに加筆修正

第5図 荒川正夫 1998 より転載

第6図 茨城県 2007 より転載

第1表～第4表 報告書の記載をもとに執筆者作図